

KANOYA 号外

新型コロナウイルスに負けないぞ!!

緊急事態宣言が解除されましたが、市民の皆様にはこれまでどおり、予防対策をお願いします。
新型コロナウイルス感染症に関する国・県・市等の支援策を取りまとめましたので、ご活用ください。

市長メッセージ

市民の皆様におかれましては、これまで誰も経験したことのない事態に大きな不安を感じ、さまざまな制約がある中でご不便をおかけしております。

県内では、3月26日に初めて感染者が確認されてから、現在までの感染者数は10人となっておりますが、本市においては、未だ感染者は発生していません。これも一重に、市民の皆様一人ひとりが高い予防意識を持ち、3密の防止や移動の自粛などに努めていただいた結果であると認識しております。また、マスクや消毒液など、市内事業者や団体から多くの寄贈があり、市民の皆様の地域に対する深い思いやりと温かいご支援に厚く感謝を申し上げます。

緊急事態宣言については、5月25日に全面解除され、新しい生活様式や社会経済活動再開の目安などが示されましたが、感染を抑えながら完全なる日常を取り戻していくには、まだまだ時間がかかるものと考えております。

現在、本市においては、新型コロナウイルス感染症に影響を受けた事業者の皆様や市民の皆様を対象とした様々な支援策を講じているところです。

今後においても、市民や事業者、関係団体等と連携を図り、新しい生活様式を取り入れた基本的な感染症予防を引き続き行いながら、地域の経済活動との両立を図ってまいりますので、一緒にこの困難を乗り越えていきましょう。引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



鹿屋市長 中西 茂

新型コロナウイルス感染症に関する各支援等の相談窓口

■生活への影響などに関する支援等の相談窓口

- 問 事業者支援 (市商工振興課 Tel. 0994-31-1164)
- 問 子育て支援 (市子育て支援課 Tel. 0994-31-1134)
- 問 生活支援 (市福祉政策課 Tel. 0994-31-1113)
- 問 農業支援 (市農林水産課 Tel. 0994-31-1117)
- 問 納税相談 (市収納管理課 Tel. 0994-31-1155)

■感染症の疑いがある場合の相談窓口

- 問 鹿屋保健所 Tel. 0994-52-2106
- 問 市健康増進課 Tel. 0994-41-2110



新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う主な各種支援等について

R2.6.5 現在

市民生活支援

休業等により収入が減少したので貸付を受けたい。



【貸付 緊急小口資金】

- ・貸付上限：20万円以内
 - ・措置期間：1年以内 ・償還期限：2年以内
- ☎鹿屋市社会福祉協議会 TEL 0994-44-2277

失業等により収入が減少したので貸付を受けたい。



【貸付 総合支援資金（特例）】

- ・貸付上限：単身世帯 15万円以内
2人以上世帯 20万円以内
 - ・措置期間：1年以内 ・償還期間：10年以内
 - ・貸付期間：原則3ヶ月以内
- ☎鹿屋市社会福祉協議会 TEL 0994-44-2277

失業したので、市営住宅に入居したい。
（鹿屋市独自）

【市営住宅】

新型コロナウイルス関係で廃業や会社倒産による失業又は、大幅な収入減で、現在の住まい（自宅、貸家）に住めなくなった方の市営住宅への入居相談に応じます。

☎市建築住宅課 TEL 0994-31-1129

住居の家賃補助を受けたい。

【住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）】

- ・支給額：単身世帯 24,200円
2人世帯 29,000円
3人世帯以上 31,500円～
 - ・支給期間：原則3ヶ月（延長できる場合もあります。）
- ☎市福祉政策課 TEL 0994-31-1113

消費拡大の支援を受けたい。

【かのやプレミアム商品券事業】（新規）

- ・プレミアム率：30% ・発行数：7万7千枚
 - ・購入限度額：1人世帯3冊 2人世帯以上6冊
- ☎市商工振興課 TEL 0994-31-1164

休業・失業したので、税金等を猶予・減免してほしい。



【税金の猶予】

- ・市税、健康保険税等の支払いを最長1年間先延ばしすることができます。
- ☎市収納管理課 TEL 0994-31-1155

【上下水道料金等猶予】

- ・上下水道料金、農業集落排水処理施設使用料の支払いを最長1年間先延ばしすることができます。
- ☎市業務課 TEL 0994-43-2800
☎市下水道課 TEL 0994-31-1133

【水道基本料の減免】（新規）

- ・減免期間：令和2年6月～9月（4か月間）
- ☎市業務課 TEL 0994-43-2800

【市営住宅使用料の減免】

- ・市営住宅使用料減免の相談に応じます。
- ☎市建築住宅課 TEL 0994-31-1129

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免】

- ・健康保険税、保険料減免の相談に応じます。
- ☎市健康保険課 TEL 0994-31-1162

【介護保険料の減免】

- ・介護保険料減免の相談に応じます。
- ☎市高齢福祉課 TEL 0994-31-1116

子育て支援を受けたい。（鹿屋市独自）

【子育て応援給付金】

- ・0～18歳（H14.4.2～R2.4.27生）一人に1万円給付します。
- ☎市子育て支援課 TEL 0994-31-1134

子育て支援を受けたい。

【子育て世帯への臨時特別給付金】

- ・0～15歳（H16.4.2～R2.3.31）の子育て世帯へ1万円給付します。
- ☎市子育て支援課 TEL 0994-31-1134

事業者支援

事業継続のため、支援してほしい。

【持続化給付金】

- ・中小企業 200万円（最大）
個人事業者等 100万円（最大）
- ☎経済産業省持続化給付金事業センター TEL 0120-115-570

【新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金】

- ・中小企業 20万円 個人事業主 10万円

【鹿児島県事業継続支援金】

- ・支給額：最大20万円
（売上前年同月比90%減少上限20万円
80%減少上限10万円）
- ☎県休業等協力金・事業継続支援金専用ダイヤル
TEL 099-286-2580

雇用継続のため、支援してほしい。

【雇用調整助成金】

- ・休業要請のあった中小企業
賃金100%分の休業手当を助成
（1人1日当たり上限8,330円）⇒15,000円になる見込み
 - ・休業要請のない中小企業
賃金60%分を超える部分の休業手当を100%助成
- ☎県労働局 TEL 099-222-8446
☎ハローワーク TEL 0994-42-4135

資金繰りのため融資を受けたい。

【危機関連保証の承認】 15%以上売上減

【セーフティネット保証4号・5号の承認】

- 【利子補給事業】 支払い実績の1/2（上限10万円/年）
- ☎市商工振興課 TEL 0994-31-1164

事業者で連携して、コロナ対策に取り組みたい。（鹿屋市独自）

【がんばる事業者応援補助金】

- ・補助額：対象経費の4/5以内（上限100万円）
 - ・対象者：3以上の事業者又は個人で構成する任意の団体、商店街、通り会等
- ☎市商工振興課 TEL 0994-31-1164

事業継続のため、支援してほしい。

（鹿屋市独自）

【中小企業等事業継続支援金】（新規）

- ・法人 30万円 個人 15万円
 - ・対象者：前年同月比20%～50%未満の減収があった市内中小企業等（農林漁業者含む）
- ☎市商工振興課 TEL 0994-31-1164

【新型コロナウイルス感染症対策休業等協力補助金】

- ・中小企業 10万円 個人事業者等 5万円
 - ・対象者：県からの休業等協力金を受けた事業者
- ☎市商工振興課 TEL 0994-31-1164

県等の融資制度について相談したい。

【各種融資相談】

- 特別貸付・緊急経営対策資金 などの相談に応じます。
- ☎市商工振興課 TEL 0994-31-1164

児童福祉施設等における感染拡大防止をしたい。



【児童福祉施設における感染拡大防止事業】

- ・感染防止対策に要する経費を補助します。
- ☎市子育て支援課 TEL 0994-31-1134

農林漁業者支援

農林水産省では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている農林漁業者への支援策を取りまとめています。



☎市農林水産課 TEL 0994-31-1117

デリバリー等に取り組みたい。

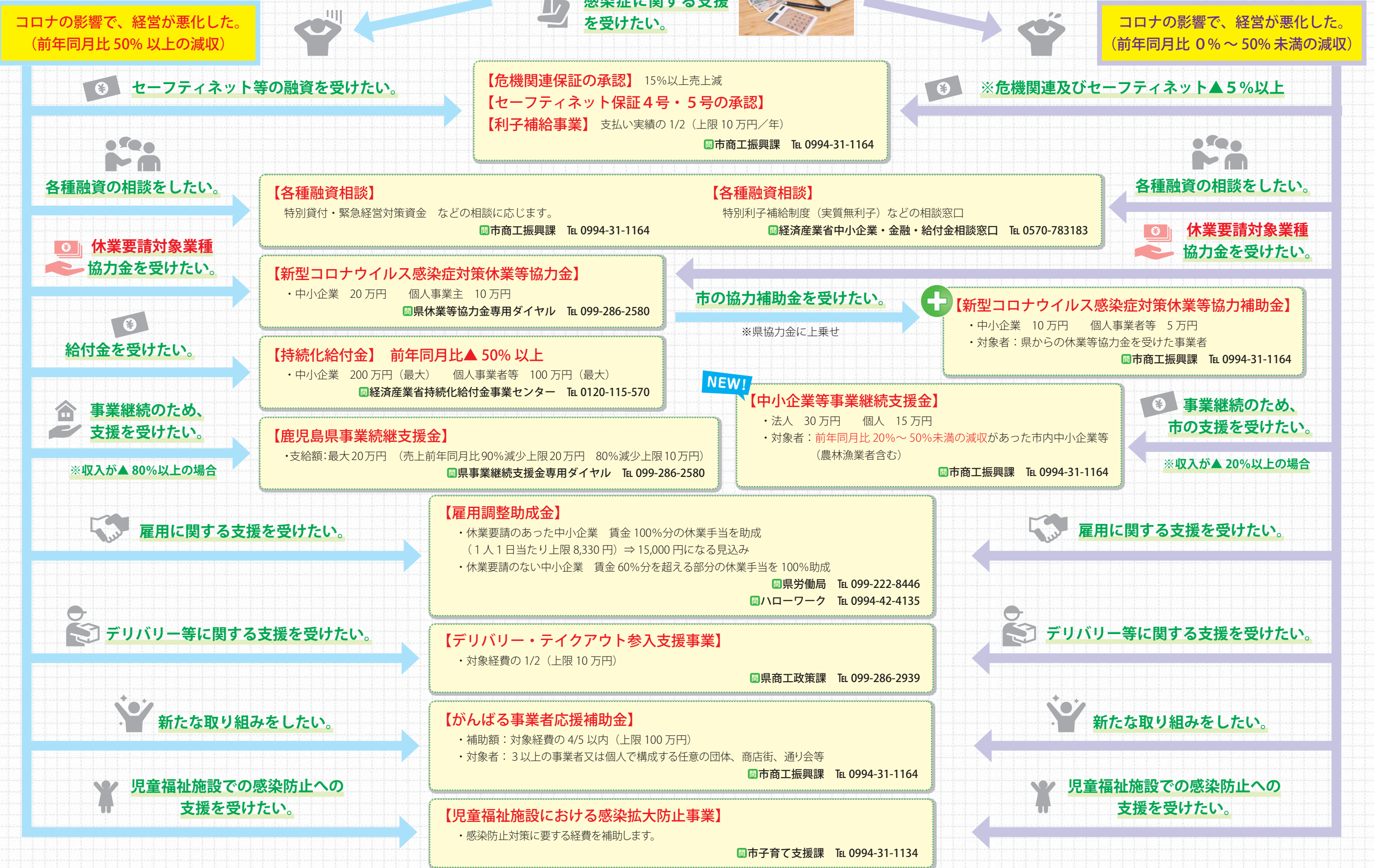
【デリバリー・テイクアウト参入支援事業】

- ・対象経費の1/2（上限10万円）
- ☎県商工政策課 TEL 099-286-2939

※この情報は作成時点のものであり、内容が変更になる可能性があります。最新情報は必ず問い合わせ先にご確認ください。

※現在、国において新たな支援策（家賃支援給付金、休業支援金等）が検討されておりますので、ホームページ等でご確認ください。

事業者支援



市民生活支援

コロナにより、勤務先の経営が悪化し、休業・失業した。



TAX

税金等を猶予・減免してほしい。

NEW!

【税金の猶予】

・市税、健康保険税等の支払いを最長1年間先延ばしすることができます。

問 市収納管理課 Tel 0994-31-1155

【上下水道料金等猶予】

・上下水道料金、農業集落排水処理施設使用料の支払いを最長1年間先延ばしすることができます。

問 市業務課 Tel 0994-43-2800

問 市下水道課 Tel 0994-31-1133

【水道基本料の減免】

・減免期間：令和2年6月～9月（4か月間）

問 市業務課 Tel 0994-43-2800

【市営住宅使用料の減免】

・市営住宅使用料減免の相談に応じます。

問 市建築住宅課 Tel 0994-31-1129

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免】

・健康保険税、保険料減免の相談に応じます。

問 市健康保険課 Tel 0994-31-1162

【介護保険料の減免】

・介護保険料減免の相談に応じます。

問 市高齢福祉課 Tel 0994-31-1116



TAX



NEW!

【かのやプレミアム商品券事業】

・総額10億円のプレミアム付商品券を発行します。
・プレミアム率30%（うち20%は市内飲食店のみ使用）

問 市商工振興課 Tel 0994-31-1164



【定額給付金】

・市民一人に10万円を支給します。（基準日：令和2年4月27日）
・申請締切 7月31日（金）

問 市定額給付金推進事務局 Tel 0994-45-6950



家賃の支援を受けたい。

【住居確保給付金（生活困窮者自立支援事業）】

・支給額：単身世帯 24,200円
2人世帯 29,000円
3人世帯以上 31,500円～
・支給期間：原則3ヶ月（延長できる場合もあります。）

問 市福祉政策課 Tel 0994-31-1113



市営住宅に入居したい。

【市営住宅】

新型コロナウイルス関係で廃業や会社倒産による失業又は、大幅な収入減で、現在の住まい（自宅、貸家）に住めなくなった方の市営住宅への入居相談に応じます。

問 市建築住宅課 Tel 0994-31-1129



子育ての支援を受けたい。

【子育て応援給付金】

・0～18歳（H14.4.2～R24.2.7生）一人に1万円給付します。

問 市子育て支援課 Tel 0994-31-1134



国の子育て支援を受けたい。

【子育て世帯への臨時特別給付金】

・0～15歳（H16.4.2～R2.3.31）の子育て世帯へ1万円給付します。

問 市子育て支援課 Tel 0994-31-1134



休業したので貸付を受けたい。

【貸付 緊急小口資金】

・貸付上限：20万円以内
・措置期間：1年以内 ・償還期限：2年以内

問 鹿屋市社会福祉協議会 Tel 0994-44-2277



失業したので貸付を受けたい。

【貸付 総合支援資金（特例）】

・貸付上限：単身世帯15万円以内 2人以上世帯20万円以内
・措置期間：1年以内 ・償還期間：10年以内
・貸付期間：原則3ヶ月以内

問 鹿屋市社会福祉協議会 Tel 0994-44-2277



生活保護を受給したい。

【生活保護】

受給に関する相談に応じます。

・月額 64,480円～

問 市福祉政策課 Tel 0994-31-1113

「新しい生活様式」の 実践例



1 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の 3つの基本



- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m） 空ける
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）



※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

【移動に関する感染対策】

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況に注意する



2 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

3 日常生活の各場面別の生活様式

【公共交通機関の利用】

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する



【食事】

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて



（出典：厚生労働省抜粋）